

住居確保給付金について

～あなたの代わりに家賃を大家さんに支払います～

お仕事がなくなってしまうたり、収入が減ってしまったりして家賃の支払いが難しくなった方などに代わり大家さん（不動産屋さん）に家賃を支払います。

外国人の方、留学生の方、フリーランスの方も大丈夫です。

お支払いできる期間は3か月間、最大で9か月間です。

給付金を申請できる方

①～⑥のすべてに当てはまる方が給付金をもらうことができます。

①自分のせいではないのに、収入が減ったために、家賃が支払えない。

または、仕事を辞めた日から2年以内であり、収入が減ったために、家賃が支払えない。

②申請する方と一緒に住んでいる家族の収入の合計額が収入基準額より少ない。

一緒に住んでいる家族の人数や家賃の金額により、給付できる金額が変わります。

詳しくは、区役所にご確認ください。

③申請する方と一緒に住んでいる家族の預貯金の合計額が基準より少ない。

基準については、区役所にご確認ください。

④お仕事の無い方は、お仕事を探す活動をする

⑤自治体などが実施する住居の確保を目的とした類似の給付などを、申請する方と一緒に住んでいる家族が受けていないこと

※住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給は可能です。

⑥申請する方と一緒に住んでいる家族が暴力団員でない

まどぐち も い 窓口に持って行くもの

- 在留カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、パスポート、住民票の写しのいずれか
1つ
- 2年以内に仕事を辞めたことがわかるものの写し（お仕事を辞めた方）
例：ハローワークで発行する離職票
- 収入が減ったことがわかるものの写し（お仕事を辞めていないが、収入が減った方）
例：給料が減ったことやアルバイトのシフトが減ったことがわかる文書など
- 預貯金通帳の写し（家族全員分）
- 給与明細書など過去4か月分の収入がわかるもの（家族全員分）
- 賃貸借契約書の写し
- 窓口で持ってくるように言われたもの

す く く やくしよ そうだん
お住まいの区の区役所にご相談ください。

区役所	住所	電話番号
青葉区役所保護第一課	〒980-8701 青葉区上杉1-5-1	022-225-7211
宮城総合支所管理課	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111
宮城野区役所保護課	〒983-8601 宮城野区五輪2-12-35	022-291-2111
若林区役所保護課	〒984-8601 若林区保春院前丁3-1	022-282-1111
太白区役所保護第一課	〒982-8601 太白区長町南3-1-15	022-247-1111
泉区役所保護課	〒981-3189 泉区泉中央2-1-1	022-372-3111